

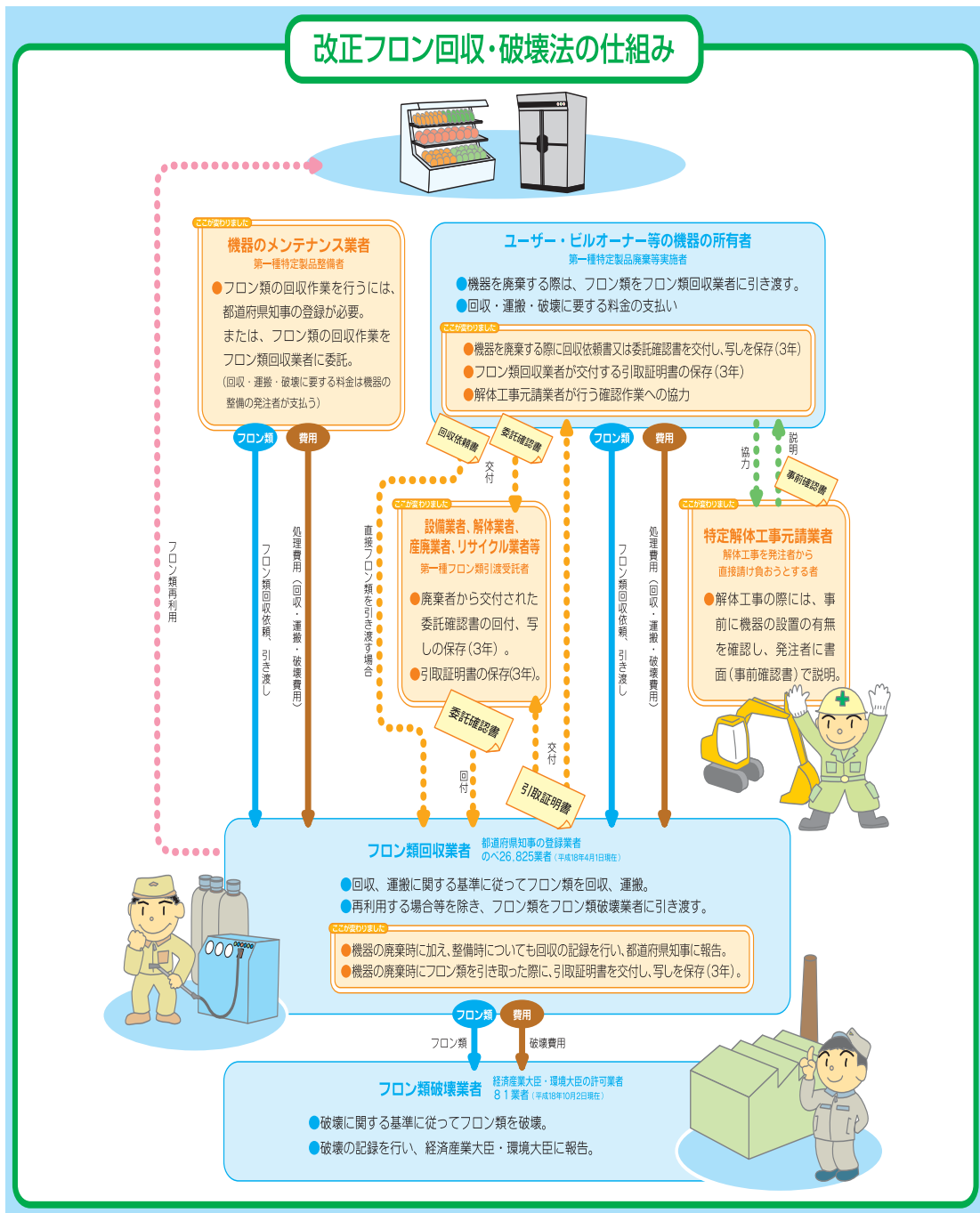
～第1章～（全体説明）

1. フロン回収・破壊法とは

1. 「フロン回収・破壊法」とは

フロン類（CFC：クロロフルオロカーボン、HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン、HFC：ハイドロフルオロカーボン）は、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となることから、大気中への放出を抑制することが必要である。このため、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が制定され、業務用冷凍空調機器が廃棄される際のフロン類の回収等が義務づけられた。また、業務用冷凍空調機器が廃棄又は整備される際にフロン回収がより確実に行われるよう、平成18年には同法の改正が行われ、平成19年10月1日に施行されることとなっている。

2. 改正後のフロン回収・破壊法の仕組み



II . フロン回収・破壊法 平成 18 年度改正の概要

1. フロン類の回収が必要な場合の拡大(定義の見直し)(13頁参照)

業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、部品等のリサイクルを目的としてリサイクル業者等に機器を譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロン類の回収が義務化された。(法第2条第5項)

2. 解体工事の際の説明義務(解体される建物中における業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認及び説明)(15頁参照)

特定解体工事元請業者(建物解体工事を発注者から直接請け負おうとする業者:建設工事業者・解体工事業者等)は、解体対象建築物中の業務用冷凍空調機器の設置の有無を確認し、発注しようとする者(特定解体工事発注者)に書面で報告する情報提供義務が課された。(法第19条の2第1項)

また、特定解体工事発注者は、機器設置有無の確認に協力する(具体的には、図面の提供等)義務が課された。(法第19条の2第2項)

3. 行程管理制度(フロン類の引渡し等を書面で管理する制度)の導入(17頁参照)

業務用冷凍空調機器の廃棄等実施者は、回収業者に直接フロン類を引き渡す場合や引渡しを他の者に委託する際には、必要な事項を記載した書面を交付しなければならないこと、また、フロン類を引き取った回収業者は、引取りを証する書面を廃棄等実施者に交付しなければならないことなど、フロン類の引渡し・引取りが途切れず、あいまいにならないための措置が講じられた。

○廃棄等実施者が直接回収業者にフロン類を引き渡す際、廃棄等実施者が書面(回収依頼書)を交付。(法第19条の3第1項)

○廃棄等実施者が引渡受託者にフロン類の引渡しを委託する際には、廃棄等実施者が委託確認書を交付。(法第19条の3第2項)

○引渡受託者が回収業者への引渡しを他者に再委託する際には、書面(再委託承諾書)にて廃棄等実施者の承諾を受ける。(法第19条の3第4項)

フロン類の引渡しを孫請け、ひ孫請けに再委託する場合も、その都度書面による廃棄等実施者の承諾が必要。

○引渡受託者(及び再委託を受けた者)は、回収業者に委託確認書を回付。(法第19条の3第6項)

○回収業者が廃棄等実施者からフロン類を直接引き取った際には、引取証明書を交付。(法第20条の2第1項)

○回収業者が引渡受託者を通じてフロン類を引き取った際には、引渡受託者に引取証明書を交付し、廃棄等実施者に引取証明書の写しを送付。(法第20条の2第2項)

○これらの書面は保存が必要。(法第19条の3第3、4、7項、法第20条の2第1、2、3、5項)

○一定期間引取証明書の交付(又は送付)がない場合には、廃棄等実施者は都道府県知事に報告する義務がある。(法第20条の2第4項)

4. 整備時におけるフロン類の回収(32頁参照)

機器修理・整備時のフロン回収についても、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者が行うこととされた。(法第18条の2)また、回収業者がこのとき回収したフロン類についても、都道府県知事に報告する義務が課された。(法第22条第3項)

○整備・修理時のフロン回収にも、都道府県知事の登録が必要。(法第18条の2)

- 回収した冷媒フロン量は、廃棄時とは区別した上で、年次報告の義務がある。(法第22条の3)
- 機器から一度抜いたフロン類を、その場で同じ機器に再充填した場合は回収量をゼロとして記録(回収作業(冷媒を抜き取る行為)そのものには第一種フロン類回収業者の登録が必要)。(法第22条)

5. 閲覧規定(法第22条第2項)(43頁参照)

第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品の整備の発注者、整備者、廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者から、これらの者に係る回収の記録を閲覧したい旨の申出があったときは、正当な理由がなければ拒否してはならない旨の閲覧規定が設けられた(回収の記録については36頁参照)。

6. 行政による関係者への指導等(法第23条、第24条、第43条、第44条)

都道府県知事は、フロン類回収業者に加えて、機器の整備者、廃棄等実施者、引渡受託者、特定解体工事元請業者といった関係者に対しても、職員を事務所に立ち入らせることや、指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることができることとされた。

7. 施行日

平成19年10月1日(附則第1条)

<行程管理制度の適用時期(附則第2条)>

廃棄等実施者が回収業者に直接依頼し、10月1日以降にフロン回収を実施する場合は、発注期日にかかわらず行程管理制度が適用(回収依頼書の発行)される。

廃棄等実施者がフロン類の回収を引渡受託者に委託する場合には、依頼・発注を10月1日以降に行った場合に行程管理制度が適用(委託確認書の発行)される。

なお、事前確認・説明についても、10月1日以降に特定解体工事元請業者となった場合に適用される。

<経過措置>

以下の場合については、平成19年12月31日までの経過措置が設けられている。(附則第3条第3項)

- 整備時にフロン類の回収を行っている者が第一種フロン類回収業者の登録を行う場合。
- 部品等のリサイクルを目的として、機器を有償又は無償で譲渡する際に、フロン類の回収を行っている者が第一種フロン類回収業者の登録を行う場合。

8. 書面の電磁的方法による保存等

法改正に伴い新たに規定された行程管理に伴う行程管理票等について、別途定める省令により、電磁的方法(電子ファイル、メール等のやりとり)により行うことが可能となった。(平成19年7月31日付け経済産業省、環境省令第8号)

ただし、特定解体工事元請業者が発注者に対して説明のために作成・交付される書面(法第19条の2第1項)については対象外となるので、書面で行う必要がある。

具体的には、3.の「行程管理制度の導入」において、交付、回付、保存等が実施される各書面(法第19条の3各項、法第20条の2)について電磁的方法が認められる。

なお、回収業者、破壊業者のフロン類の回収量等の記録(法第22条第1項及び第2項並びに法第34条第1項及び第2項)については、従前から電磁的方法による作成・保存を行うことが認められており、記録の閲覧も電磁的方法で行うことができる。

Ⅲ . 対象となる業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の種類、事業者

フロン回収・破壊法において対象となる業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）とは、一般消費者が日常生活の用に供する以外の機器（業務用として製造、販売された機器）であって、冷媒としてフロン類が充てんされているエアコンディショナー、冷蔵機器、冷凍機器をいう。

業務用といっても冷媒の充てん量の下限はなく、少量のフロン類が充てんされている機器であっても対象となる。（第3章 XIII 3.（5）第一種特定製品の種類【77頁参照】。）

具体的な例を以下に列挙する。

- ビル、店舗等の空調機器(エアコンディショナー)や業務用冷蔵庫、冷凍庫などの他、店舗のショーケース。
- ビールサーバー、寿司のネタケース、オフィスビル、公共施設等によく見られる冷水機(ウォータークーラー)。
- 工場等の製造プロセスで加温、冷却、乾燥用に使用しているフロン類使用機器。
- 作業場などに見られるスポットクーラー、業務用除湿器など。

このように、業務用冷凍空調機器は種類が多様で、ごく小さなものから、ビル全体を空調するような大型のものまである。このため、廃棄等実施者に該当する者も広範である。

「廃棄等実施者」に該当する者の具体的な例を以下に列挙する。

- 事務所、工場、店舗などのビルオーナー。
 - 冷凍倉庫業者、食品製造業者、飲食料品卸売業者、飲食料小売業者、飲食店のオーナー、宿泊業者。
 - 総合リース業者。
 - 運送業者、鉄道・船舶などのオーナー(保冷車、冷凍車などは、積荷の冷蔵、保冷機器はフロン回収・破壊法の対象。乗員、乗客用の空調機は自動車リサイクル法の対象。鉄道・船舶などの空調機器はフロン回収・破壊法の対象となる。)
- また、自動車リサイクル法の適用がない大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車等については、フロン回収・破壊法の対象となる。

業務用冷凍空調機器と家庭用の機器について

○なお、家庭用として製造された冷蔵庫、エアコンについては、業務用として使用していた場合であっても、家電リサイクル法に基づくフロン回収が必要となる。同様に、業務用の冷蔵庫、エアコンなど第一種特定製品を一般家庭で使用していた場合であっても、フロン回収・破壊法に基づくフロン回収が必要となる。

○業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）とは、一般消費者が日常生活の用に供する以外の機器をいい、業務用として製造・販売された機器をいう。家庭用の機器との見分け方については、

- ①フロン回収・破壊法施行（平成14年4月）以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されている。
また、フロン回収・破壊法施行以前に販売された機器についても、業界の取り組み等により、表示（シールの貼付）が行われている。
- ②不明の場合には、メーカー、販売店に問い合わせるなどの方法がある。

業務用冷凍空調機器の設置場所別機器種類の例

設置場所		機器種類の例
スーパー、百貨店、 コンビニエンスストア、 オフィスビル、ホール	全 体	ビル用マルチエアコン(パッケージエアコン) ターボ冷凍機 スクリーン冷凍機 チラー 自動販売機 冷水機(プレッシャー型) 製氷機
	食品売り場	ショーケース 酒類・飲料用ショーケース 業務用冷蔵庫
	バックヤード	プレハブ冷蔵庫(冷凍冷蔵ユニット)
	生花売り場	フラワーショーケース
レストラン、飲食店、 各種小売店	魚屋、肉屋、果物屋、 食料品、薬局、花屋	店舗用パッケージエアコン 自動販売機 業務用冷蔵庫 酒類・飲料用ショーケース すしネタケース 活魚水槽 製氷機、卓上型冷水機 アイスクリーマー ビールサーバー
工場	工場、倉庫	設備用パッケージエアコン ターボ冷凍機 スクリーン冷凍機 チラー スポットクーラー クリーンルーム用パッケージエアコン 業務用除湿機 研究用特殊機器(恒温恒湿器、冷熱衝撃装置など)
学校	学校、病院	パッケージエアコン(GHP含む) チラー 業務用冷凍冷蔵庫 自動販売機 冷水機 製氷機 病院用特殊機器(検査器、血液保存庫など)
その他	地下鉄構内	空調機器(ターボ冷凍機など)
	鉄道	鉄道車両用空調機
	自動車	冷凍車の貨物室、大型特殊自動車、小型特殊自動車、被牽引車
	冷凍・冷蔵倉庫	冷凍倉庫用空調機(スクリーン冷凍機など)
	船舶	船舶用エアコン、鮮魚冷凍庫(スクリーン冷凍機など)
	ビニールハウス	ハウス用空調機(GHP)

IV . 関係主体別の義務・遵守事項

1. 関係者に共通する事項

○フロン回収・破壊法においては、「何人も、みだりに特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を大気中に放出してはならない。(法第38条)」と、されている。(罰則規定 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(法第55条))

○第一種特定製品である業務用冷凍空調機器の廃棄等を行う場合には、当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を、回収業者に引き渡さなければならない「引渡義務」が課されている。(法第19条)

○業務用冷凍空調機器の整備に際して、回収業者に回収させたフロン類は、当該機器に再充てんされたものを除き、回収業者に引き渡さなければならない「引渡義務」が課されている。(法第18条の2第3項)

○廃棄する場合に加え、今回の法改正により「整備時」についても「フロン回収等の費用」については、機器の使用者・所有者が負担することとされている。(法第37条第5項)

2. 機器の使用者、所有者等(廃棄等実施者、整備発注者)

業務用冷凍空調機器の所有者等は、場合に応じ「廃棄を行おうとする者」「整備を発注する者」に該当し、フロン回収に関する義務を果たさなければならない。(機器の管理全般を管理会社等の者に委託している場合等は、当該管理会社等が機器の管理責任者を有していることから「整備を発注する者」となる。)

(1)機器を廃棄、譲渡するにあたって

フロン回収・破壊法では、第一種特定製品である業務用冷凍空調機器の廃棄等を実施する者(廃棄等実施者)に対し、フロン類を回収業者に引き渡す義務などが課されている。

今回の法改正により、機器を廃棄する場合に加え、当該機器の部品や材料を再利用することを目的として、再資源化・マテリアルリサイクル業者等に譲渡する場合も同様の義務が課されることとなった。

なお、機器を中古品としてそのまま再利用(リユース)する場合は廃棄等に該当しないが、再利用する者が廃棄等を行おうとする場合には、再利用する者が新たな「廃棄等実施者」に該当することとなる。

廃棄等実施者は、以下のような義務を果たす必要がある。

○回収業者に対するフロン類の引渡義務。(法第19条)

直接回収業者に依頼するほか、建設業者や販売店など、他の者にフロン類の引渡しを委託することも可能。

○特定解体元請業者による業務用冷凍空調機器の設置の有無の確認に対する協力。協力とは図面の提供や施設への立入、電源の供給など。(法第19条の2第2項)

○フロン類の引渡しを回収業者に直接依頼する場合は所定の書面(回収依頼書)を交付。(法第19条の3第1項)

○フロン類の引渡しを回収業者の登録を持たない建設業者、解体業者、販売店等に委託する場合は、委託確認書を交付。(法第19条の3第2項)

○フロン類の引渡しを委託された者が、再委託を行おうとする場合は、あらかじめ廃棄等実施者が書面で承諾(再委託承諾書)することが必要。(法第19条の3第4項)

○フロン回収が終了すると、回収業者から引取証明書が送付される。所定の期間内に引取証明書が届かなかった場合や、虚偽の記載があった場合は、都道府県知事に報告。(法第20条の2第4項)

- ・直接フロン回収を依頼した場合や機器の入れ替え等の場合は30日以内
- ・フロン類の引渡しを委託し、かつ建物解体(一部のリフォームなども含む)の場合は90日以内
- 委託確認書、引取証明書等の写しの保存(3年)。(法第19条の3第3項、法第20条の2第3項)
- フロン回収等の費用の負担。(法第37条第2項)

(2)機器の整備等にあたって

機器の整備等とは、機器の通常の定期的なメンテナンスや、故障時の修理などがある。

機器のメンテナンスや故障時の修理などは、通常、機器の購入先や整備業者等に委託、依頼することが多いと考えられ、整備の発注時点ではフロン回収が必要であるかどうかの判断は困難であると考えられる。このため、整備時における回収業者への引渡義務は、実際の整備を行う者(第一種特定製品整備者)に課されている。(法第18条の2)

「第一種特定製品整備者」とは実際に整備を行う者であり、業として機器の整備等を行う者だけでなく、機器の所有者や使用者なども整備を行えば「第一種特定製品整備者」となる。冷凍、冷蔵倉庫や工場の製造プロセスなどでは、事業者が自ら機器の整備・メンテナンスを実施しているケースが多いと考えられるが、これらの場合、自らが「第一種特定製品整備者」となる。

フロン回収等の負担費用については、機器の整備費用の負担と同様に、機器の所有者等が、整備の発注者として負担すべきものとして規定されている。(法第37条第5項)

リース契約を利用している場合などは、機器の所有者はリース会社となることが考えられる。この場合、リース契約においてメンテナンス契約を含めているか、故障の際の対応をどのように定めているかにより、責任を有する者が整備の発注者となる。

機器の整備時には行程管理制度は適用されない。

機器の整備時(メンテナンス、修理等)に、機器の整備者(実際に機器の整備を行う者)が果たすべき役割には以下のようなものがある。

- フロン回収を行う必要がある場合、自ら回収業者の登録を受けて回収を行う。(法第18条の2第1項)
- もしくは(機器の整備者が回収業者登録をしていない場合)、回収業者へ委託し、フロン類を引渡す義務。(法第18条の2第1項、第3項)

3. 業務用冷凍空調機器の設備工事業者

業務用冷凍空調機器の設置、据付け、電源工事、配管工事等を行う工事業者は、専門の設備工事業者の他、機器の販売、修理、建設工事関係者などが考えられ、フロン回収を行う者の多くは設備工事関係者の事業者となっている。

法改正により、整備時についてもフロン回収が義務づけられている。

機器の設備工事に伴い、フロン類の回収(抜き取り)行為を行う場合は、回収業者として都道府県知事への登録が必要となる。回収業者には、フロン回収の中核として関連する様々な規定がある。(第2章 IX 34～55頁参照)

4. 解体工事等の受注者(建設工事業者、リフォーム工事業者、解体工事業者、産業廃棄物処分業者など)

建築物の解体工事等の際には、建物内にフロン類が充てんされたままの業務用冷凍空調機器が設置・存置されている場合があり、そのまま解体工事に着手すると機器中のフロン類が大気中に放出されるおそれがあるため、フロン回収が必要となる。フロン回収・破壊法第38条の「みだり放出禁止規定」は全ての者に適用されるものであり、機器を工事業者が重機などで破壊し、みだりにフロン類を放出させれば、罰則適用の対象となる。

建て替え、解体工事、リフォーム工事等を受注する際には、フロン類が充てんされている業務用冷凍空調機器の有無を調査・確認し、機器が有る場合には、フロン回収が行われるよう適切に措置することが必要となる。

フロン回収・破壊法では、業務用冷凍空調機器に充てんされているフロン類について、廃棄等を実施する者がフロン類を回収業者へ引き渡す義務を課しており、引渡しを他の者に委託することもできる。フロン類の引渡しの委託を受けた者は、第一種フロン類引渡受託者となる。

解体工事等を受注する者が果たすべき役割は以下のようなものがある。

○建物等の解体工事を請け負おうとする場合には、第一種特定製品の有無について事前確認し、発注者に書面(事前確認書)で説明する。(法第19条の2)

○上記の確認の結果、フロン類の充てんされた機器が無いか、発注者が自ら、又は直接回収業者に依頼してフロン類の回収が行われたこと(フロン類の引渡しが行われたこと)が確認できれば、解体工事等を受注する者にはそれ以上の義務は発生しない。

○上記の確認の結果、フロン類が充てんされた機器が有り、フロン回収(回収業者への引渡し)を含めて解体工事を請け負う場合は「第一種フロン類引渡受託者」となり、発注者から「委託確認書」の交付を受ける。(法第19条の3第2項)

○交付を受けた委託確認書は、回収業者(再委託する場合は再委託先)に回付する必要がある。(法第19条の3第5項、第6項)

○フロン回収(回収業者への引渡し)の再委託を行う場合は、あらかじめ発注者(廃棄等実施者)が再委託を承諾する旨の書面(再委託承諾書)の交付を受ける。(法第19条の3第4項)

○委託確認書の写し、および再委託承諾書を保存する。(3年)(法第19条の3第7項)

フロン類の回収業者への引渡し、委託確認書の回付は速やかに行う必要がある(再委託の場合も同様)。

委託確認書を発注者が交付してから一定期間内に引取証明書が届かない場合や虚偽の記載があった場合は、廃棄等実施者から都道府県知事に報告される。

5. 機器の整備、メンテナンス業者

機器の整備、メンテナンスを行う際にも、フロン類の機器からの回収行為を行う場合には、機器の整備・メンテナンス業者自ら第一種フロン類回収業者として都道府県知事への登録をして作業を行うか、フロン類の引渡しを回収業者へ依頼することが必要となる。

機器の設備工事・設置工事業者、電気機械器具修理業者、機器の販売店などは、機器の整備、メンテナンスを行う事業者該当することがある。また、冷凍倉庫、工場

等で設置されている機器の整備等を自社で行っている場合も該当することがある。

従来、機器の整備等に際してフロン類の回収行為を行っていた者は、改正フロン回収・破壊法施行後3ヶ月以内（平成19年12月31日まで）に第一種フロン類回収業者の登録申請が必要であり、これを過ぎると法令違反となる。

なお、フロン類の回収とは機器からフロン類を抜き取ることをいう。

第一種フロン類回収業者の登録を受けた整備者が果たすべき役割には以下のようなものがある。

○機器の整備時にフロン類の回収を行い、当該機器に再充てんされなかったフロン類についての引取義務。（法第18条の2第2項、第4項）

○整備時に回収したフロン類については、廃棄時とは区別して記録・保存し、毎年都道府県知事に報告。（法第22条第1項、第3項）

○第一種フロン類回収業者として課されているフロン類の回収に係る記録、保存、報告等の諸規定の遵守。

なお、「2. 機器の使用者、所有者等（整備発注者、廃棄等実施者）(2)機器の整備にあたって」（7頁）を併せて確認すること。

6. 機器の販売業者、メーカー、リース業者

業務用冷凍空調機器の販売業者、メーカー（系列の販売、サービスなど）は、日常業務として機器の整備、メンテナンスを行う場合があることから、「5. 機器の整備、メンテナンス業者」としての役割を果たす必要がある。

機器のリース業者は、リース契約の内容によっては機器の所有者として整備発注者、廃棄等実施者となり、「2. 機器の使用者、所有者等（整備発注者、廃棄等実施者）」としての役割を果たす必要がある。

機器の入れ替え時に、所有者等から古い機器の引取り（廃棄、下取り）を依頼された場合、併せて第一種フロン類引渡受託者となる。また、引き取った機器を中古品として取り扱う場合には、「7. 中古機器の取扱業者、スクラップ、再資源化事業者等」としての役割を果たす必要がある。

7. 中古機器の取扱業者、スクラップ、再資源化事業者等

業務用冷凍空調機器を有償で引き取る場合にあっても、引き取った機器を再び業務用冷凍空調機器として使用せず、部品等としてリサイクルする場合は、機器の元の所有者がフロン類の回収（回収業者への引渡し）を行う必要がある。

業務用冷凍空調機器の引取りと併せて、フロン類の回収も受託する場合は、引渡受託者となり、依頼者から委託確認書の交付を受ける必要がある他、引渡受託者としての義務が課せられる。

引き取った業務用冷凍空調機器を、そのまま業務用冷凍空調機器として再利用（リユース）する場合は、再販するまでは引き取った業者が、再販後は購入者が所有者となり、「2. 機器の使用者、所有者等（整備発注者、廃棄等実施者）」としての役割が生じる。

機器をリユースする場合でも、一体型のショーケース、冷凍冷蔵庫等を除き、別置型のショーケースや冷凍冷蔵庫、フロン類が追加充てんされているパッケージエアコンなど、室外機と分離型になっている機器類は引取り、移設を行う前にフロン類の回収が必要となる。

フロン回収・破壊法第38条の「みだり放出禁止規定」は全ての者に適用されるも

のであり、適切な処置を講ずることなくみだりにフロン類を放出させれば、罰則適用の対象となる。

8. フロン類を運搬する事業者

フロン回収・破壊法においては、フロン類の運搬の規定が定められている。運搬の規定は回収業者だけでなく、委託を受けて運搬のみを行う事業者にも適用される。(法第21条第2項)

9. 第一種フロン類回収業者

第一種フロン類回収業者には、都道府県知事の登録を受けること、廃棄等実施者等からのフロン類引取義務、フロン類破壊業者等へのフロン類引渡義務、フロン類の回収に関する基準、回収したフロン類の記録、都道府県知事への報告等様々な規定があり、フロン回収の中核としての役割を担っている。

第2章を参照されたい。

10. フロン類破壊業者

フロン類破壊業者は、回収業者からフロン類の引取りを求められた場合の引取義務等がある。

フロン類破壊業者向けには、別途「フロン類の破壊に関する運用の手引き」を作成しているので、必要に応じ、参照されたい。

11. 都道府県知事

都道府県知事は、廃棄等実施者（業務用冷凍空調機器の使用者、所有者等）、引渡受託者（建設工事業者、解体工事業者等）、整備者（機器の整備を行うメーカーサービス部門等）、回収業者に対し、職員を立ち入らせて検査を行うことができる。

(法第44条)

更に、必要に応じ、指導、助言、勧告、命令等の措置や、回収業者の登録の取消し等の措置を講ずることができる。これらの措置については次頁にまとめているので参照されたい。(法第23条、第24条、第43条、第44条)

また、毎年回収業者から報告されるフロン回収量等を取りまとめ、環境大臣、経済産業大臣に通知する等の役割がある。(法第22条第4項)

12. その他 罰 則

表 フロン回収・破壊法における担保措置

義務者	フロン回収破壊法の義務	指導・助言	勧告・命令	罰則
すべての者	フロン類の放出の禁止(38条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
廃棄者	廃棄者の引渡義務(19条)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の回収業者への書面交付義務(19条の3・1項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の受託者への委託確認書交付義務(19条の3・2項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の書面及び委託確認書の写しの保管義務(19条の3・3項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	廃棄者の引取証明書保管義務(20条の2・3項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	問題があった場合における廃棄者の都道府県知事への報告義務(20条の2・4項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
受託者 (間を取り次ぐ者)	受託者の再委託時における遵守事項(19条の3・4項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の再委託者への委託確認書回付義務(19条の3・5項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の回収業者への委託確認書回付義務(19条の3・6項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の委託確認書の写しの保管義務(19条の3・7項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	受託者の引取証明書保管義務(20条の2・5項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
回収業者 (業登録の義務者)	都道府県知事の登録を受ける義務(9条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	都道府県知事への変更届出提出義務(13条)			30万円以下の罰金
	都道府県知事への廃業届出提出義務(15条)			10万円以下の過料
	登録取消、6ヶ月以内の業務の停止命令(17条)			1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
回収業者 (業を行う者としての義務)	回収業者の引取義務(20条1項)	指導・助言	勧告・命令	50万円以下の罰金
	回収業者の回収基準遵守義務(20条2項)		勧告・命令	50万円以下の罰金
回収業者 (行程管理最終到達者)	回収業者の廃棄者への引取証明書交付義務、写し保管義務(20条の2・1項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	回収業者の受託者への引取証明書交付義務、廃棄者への引取証明書写し回付義務、写し保管義務(20条の2・2項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
回収業者 (整備時の回収)	回収業者の回収基準遵守義務(18条の2・2項)		勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	回収業者の引取義務(18条の2・4項)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
整備者	整備者のフロン回収業者への委託義務(18条の2・1項)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
	整備者の引渡義務(18条の2・3項)	指導・助言	勧告・命令	・命令違反 50万円以下の罰金
工事を請け負う者 (説明義務者)	特定解体工事元請業者の確認・説明義務(19条の2)	指導・助言		

：今回の法改正で追加した部分

●今回の改正において、第一種特定製品を整備する際のフロン回収義務(法第18条の2)、解体工事時の説明義務(法第19条の2)及び行程管理制度(法第19条の3及び第20条の2)が創設されたことに伴い、これらの義務に係る担保措置を新たに導入するとともに、現行法で担保措置が設けられていなかった第一種特定製品廃棄等実施者のフロン類引渡義務(法第19条)について、担保措置が新たに導入された。

● また、法律上の義務対象者及び担保措置対象が増えることに伴い、報告徴収(法第43条)、立入検査(法第44条)の対象が追加された。